

# 羽曳野市民体育祭協賛募集要綱

## 第1条〔趣旨〕

この要綱は、羽曳野市民体育祭実行委員会（以下、「実行委員会」）が開催する羽曳野市民体育祭（以下、「体育祭」）の趣旨に賛同する各種団体等からの協賛について必要な事項を定めるものとする。

## 第2条〔目的〕

体育祭への協賛物品を募ることにより、大会の周知・啓発、企業等の協働・参画による市民、関係団体、企業等が一体となって支える大会の推進、大会事業費の効率化等を図ることで、大会運営を更に充実し、魅力あふれる大会とすることを目的として実施する。

## 第3条〔協賛の内容〕（内容については別途協議の上、決定する。）

- (1) 物品の協賛
- (2) その他

## 第4条〔協賛による利点〕

協賛に伴い、実行委員会は以下事項を実施することができる。

- (1) 協賛者及び協賛内容を体育祭の開催中に公表すること。
- (2) 協賛者及び協賛内容を体育祭に関する発行物に掲載すること。
- (3) 前二項のほか協賛に関して周知すること。

## 第5条〔協賛の申込〕

協賛希望者は別紙「羽曳野市民体育祭協賛募集仕様書」（以下、「仕様書」）を読み、別紙「羽曳野市民体育祭協賛申込書」（以下、「申込書」）へ必要事項を記入し、本要綱及び仕様書の定めに応じて申込書を実行委員会に提出すること。

なお、協賛希望者が役員名簿の提出を実行委員会から求められた場合は、同名簿を提出すること。

## 第6条〔対象となる企業及び団体等の範囲〕

体育祭の開催趣旨を理解し、大会の品位やイメージを損なう恐れのない企業及び団体とする。

## 第7条〔協賛の決定〕

実行委員会は申込書の提出者に対して別紙「羽曳野市民体育祭協賛承認決定通知書」にて協賛の承認を通知する。

## 第8条〔備考〕

この要綱に定めのないものについては、別途協議の上、決定する。